第二十八条の九第一項各号中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第四項中「、デザイン業」を削り、同条第五項第一号ロ中「、卸売業及びデザイン業」を「及び卸売業」に改め、同項第二号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同条第八項並びに第十五項第二号及び第三号中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第二十項中「以下この条」を「第二号」に改め、同条第二十二項中「及び情報サービス業等」の下に「（情報サービス業その他の財務省令で定める事業をいう。第二号及び第二十四項において同じ。）」を加える。

第三十条第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項第四号及び第三項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第三十二条第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項中「第四号」を「第三号」に改める。

第三十三条の二第六項第一号中「第十四項」を「第十五項第二号」に改め、同項第二号中「第九項第二号及び第十四項第二号ロ」を「第十項第三号及び第十五項第二号ロ」に、「この項及び第十四項第二号ホ」を「この号及び第十五項第二号ホ」に改め、同条第二十一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、「開始する各事業年度」の下に「（当該各事業年度終了の日において当該法人の行う特定保険に係る第十五項第一号に規定する異常危険準備金の金額が当該特定保険の第六項第一号に規定する当年度保険料等に百分の三十を乗じて計算した金額を超える場合の当該各事業年度を除く。）」を加え、「（当該各事業年度終了の日において当該保険に係る第十四項第一号に規定する異常危険準備金の金額が当該保険の第六項第一号に規定する当年度保険料等に百分の三十を乗じて計算した金額を超える場合の当該保険を除く。）」を削り、「第四項第三号」を「同項第三号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「第十四項第一号」を「第十五項第一号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「政令で定める保険の種類又は共済の種類」を「保険の種類又は共済の種類（特定保険については、特定保険区分）」に改め、同項第二号ニ中「第九項第四号」を「第十項第五号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項第一号中「第十一項第三号」を「第十二項第三号」に改め、同項第二号イ中「第十一項第二号」を「第十二項第二号」に、「第十一項第五号」を「第十二項第五号」に改め、同号ロ中「第十一項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同号ハ中「第十一項第三号」を「第十二項第三号」に改め、同号ニ中「第十一項第四号」を「第十二項第四号」に改め、同項第三号ロ中「第十一項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同号ハ中「第十一項第三号」を「第十二項第三号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第九項第五号を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特定保険及び長期育林共済　百分の五十五

第三十三条の二第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　法第五十七条の五第二項に規定する政令で定める保険又は共済は、第四項第二号から第四号までに掲げる保険（以下この条において「特定保険」という。）とし、法第五十七条の五第二項に規定する政令で定める区分は、同条第一項に規定する政令で定める保険を特定保険と特定保険以外の保険とに区分した場合における特定保険の区分（第十五項において「特定保険区分」という。）とする。

第三十四条第九項中「並びに」を「が派遣され、又は当該法人の重要な使用人が業務を執行する役員として派遣され、並びに」に、「）の」を「）のその」に、「を除く」を「及び重要な使用人を除く」に改め、「当該法人又は当該他の会社から」を削り、「役員」の下に「又は重要な使用人」を加え、同条第十項第四号中「（重要な使用人を除く。）」を削り、同条第十五項を次のように改める。

15　法第五十八条第八項の規定の適用を受けた法人が、同項に規定する適格分割又は適格現物出資（第一号及び第二号において「適格分割等」という。）の日を含む事業年度において、同条第一項の規定の適用を受ける場合における次の各号に掲げる金額は、当該各号に定める金額とする。

一　法第五十八条第一項第一号に規定する収入金額　当該収入金額から同条第八項の規定により当該適格分割等に係る同項に規定する積立限度額に相当する金額を計算する場合において同号に規定する収入金額とされた金額を控除した金額

二　法第五十八条第一項第三号に規定する当該事業年度の法第五十九条第一項第一号に掲げる金額（以下この号において「新鉱床探鉱費の額等」という。）　当該新鉱床探鉱費の額等から法第五十八条第八項の規定により当該適格分割等に係る同項に規定する積立限度額に相当する金額を計算する場合において新鉱床探鉱費の額等とされた金額を控除した金額

第三十七条の二第一項中「農用地等（法第六十一条の三第一項に規定する農用地等をいう。）」を「次に掲げる固定資産」に改め、同項に次の各号を加える。

一　農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地で法第六十一条の三第一項に規定する地域計画の区域において当該法人の利用が見込まれるもの（当該農用地に係る賃借権を含む。）

二　法第六十一条の三第一項に規定する特定農業用機械等

第三十七条の三第三項中「農用地等（同項に規定する農用地等をいう。以下この条において同じ。）」を「前条第一項各号に掲げる固定資産」に改め、同条第五項中「受けた農用地等」の下に「（同項に規定する農用地等をいう。以下この条において同じ。）」を加える。

第三十八条第五項中「第四章」を「第五章」に改める。

第三十八条の四第三項後段、第五項後段及び第六項後段を削る。

第三十九条第三十項第一号中「第百三十一条の十三第二項第四号ロ」を「第百三十一条の十三第三項第四号ロ」に改め、同項第二号中「第百三十一条の十三第三項第四号ロ」を「第百三十一条の十三第三項第三号ロ」に改める。

第三十九条の七第三十八項第一号中「第百三十一条の十三第二項第四号ロ」を「第百三十一条の十三第三項第四号ロ」に改め、同項第二号中「第百三十一条の十三第三項第四号ロ」を「第百三十一条の十三第三項第三号ロ」に改める。

第三十九条の十の二第四項第四号中「第八条第二項」を「第八条第三項」に改める。

第三十九条の十五第二項中「第三十九条の十七の二第二項第一号ロ」を「以下この項並びに第三十九条の十七の二第二項第一号イ及びロ」に、「に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び自国内最低課税額に係る税（法人税法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税をいう。第三十九条の十七の二第二項第一号イ及びロにおいて同じ。）」を「、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に相当する税」に改める。

第三十九条の十七の二第二項第一号イ中「自国内最低課税額に係る税」を「外国における各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に相当する税」に、「イ(3)及び(6)を除く。）に」を「法令（(1)に」に改め、同号ロ中「に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び自国内最低課税額に係る税」を「、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に相当する税」に改める。

第三十九条の十七の三第十六項第三号中「第六十一条の二第二十項」を「第六十一条の二第二十一項」に改め、同項第四号及び第五号中「第六十一条の二第二十一項」を「第六十一条の二第二十二項」に改める。

第三十九条の十七の四第九項、第三十九条の二十第二項、第三十九条の二十の五第七項及び第三十九条の二十の九第三項中「二月」を「四月」に改める。

第三十九条の二十四の二第七項第一号中「第百三十一条の十三第二項第四号ロ」を「第百三十一条の十三第三項第三号ロ」に改め、同項第二号中「第百三十一条の十三第三項第四号ロ」を「第百三十一条の十三第三項第三号ロ」に改める。